

自動車税の納期限は

5月31日(木)です

平成30年度の納税通知書は、
5月7日(月)に発送を予定しています。

自動車税は福祉や子どもの教育をはじめ、
県民の皆様のために役立てられています。



自動車税 Q & A

Q1 手放した自動車の納税通知書が届いた。

A1 自動車税は、毎年4月1日午前0時現在の車検証上の所有者(所有権留保付自動車の場合は買主)に対して、1年分が課税されます。お尋ねの場合は、3月末までに移転登録(名義変更)や抹消登録(廃車)の手続きがなされていない可能性があります。自動車販売業者などに手続きを依頼されたときは、依頼先に手続きの完了を確認してください。

Q2 年度の途中で廃車した自動車の税金はどうなるの。

A2 年度途中で自動車を廃車した場合は、その自動車が抹消登録された月の翌月分から月割計算で減額となります。すでに自動車税を納めており、他に未納の徴収金がない場合は還付されます。なお、4月中に抹消登録(廃車)された方には、5月中に1ヶ月分の納付書(減額通知書)を改めて送付しますので、その納付書により納期限までに納付してください。

Q3 軽自動車税について、教えてください。

A3 軽自動車、自動二輪車、小型特殊自動車、原動機付自転車の所有者に対しては、市町村より軽自動車税が課税されます。詳しくは市町村の税務担当課へお問い合わせください。

納付の方法はこんなにいろいろ

金融機関等での納付

- 岐阜県内の普通銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会、農業協同組合
 - 岐阜県外の大垣共立銀行、十六銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、北陸銀行中村支店
 - 全国のゆうちょ銀行及び郵便局
- ※口座振替による納付も可能です。(領収証書及び納税証明書は発行されません。)

詳しくは岐阜県自動車税事務所にお問い合わせください。

マルチペイメントネットワーク (Pay-easy (ペイジー))



Pay-easy マークの印字がある場合は、上記の金融機関及び郵便局の Pay-easy に対応している「イターネット」や「イバ」や「イソ」(イターネット等による金融機関との取引)、ATM等を利用して納付することができます。詳しくはご利用の金融機関にお問い合わせください。(領収証書及び納税証明書は発行されません。)

全国のコンビニエンスストア等での納付

(下記に掲げるものに限りです。)

サークルK、サンクス、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ローソン、MMK端末設置店舗

パソコン、スマートフォンを利用したクレジットカードによる納付

岐阜県では自動車税について、5月31日(木)まで、インターネットを使ったクレジットカードによる納付ができます。(領収証書及び納税証明書は発行されません。)

手数料：自動車税のほかに、1台につき324円の決済手数料が必要です。

納付方法：Yahoo!公金支払いのページからとなります。

(詳しくは納税通知書同封のチラシをご覧ください。)

パソコンから

URL を直接入力

<http://koukin.yahoo.co.jp/>

Yahoo!JAPAN で検索

公金支払い

検索

スマートフォンから

URL を直接入力

<http://koukin.mobile.yahoo.co.jp/>

QRコードから

QRコードを取り込む



※岐阜県自動車税事務所、最寄りの県税事務所でも納付できます。

受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始除く)

車検時の自動車税納税証明書の提示が省略できるようになりました

岐阜県では、車検等（継続検査及び構造等変更検査）の際に、自動車税納税証明書の情報が運輸支局で電子的に確認できるようになりました。未納がない場合、運輸支局で納税証明書を提出しなくても車検等の手続きができますので、納税証明書を紛失等された場合には原則、再発行いたしません。（車検を依頼される際に、業者の方から納税確認のために提出を求められる場合がありますので、納税証明書は大切に保管してください。）

※ 運輸支局において電子的に納税が確認できるまでに最大2週間程度かかります。納付後すぐに車検等を受けられる方は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いいただき、納税通知書に添付の納税証明書をご提示ください。

※ 軽自動車・二輪車はこれまでどおり納税証明書の提示が必要です。

住所変更した時、名義変更した時、 自動車の変更登録、移転登録手続きはお済みですか？

転居などにより住所が変わったときは、自動車の「変更登録」の手続きを、自動車の所有者が変わったら「移転登録」等の手続きをお願いします。

※軽自動車は「自動車検査証の記載事項の変更手続き」となります。

自動車をお持ちで、県外から岐阜県に転入された方へ 他県ナンバーの自動車は岐阜県ナンバーに

住所・使用の本拠の位置が変わったときは、運輸支局において、変更登録の手続きを行う必要があります。自動車をお持ちで、県外から岐阜県に転入された方は岐阜県ナンバーへ変更登録手続きをお願いします。

自動車の登録に関するお問い合わせ先

■登録自動車(白や緑のナンバープレート)に関するお問い合わせ

岐阜運輸支局 050-5540-2053

飛騨自動車検査登録事務所 050-5540-2054

■軽自動車(黄色や黒のナンバープレート)に関するお問い合わせ

軽自動車検査協会 岐阜事務所 050-3816-1775

(すぐに自動車の住所変更登録ができない場合は)

自動車税納税通知書の送付先のみを新しい住所に変更することができます。自動車税納税通知書同封の「自動車税住所変更届(軽自動車除く)」に必要事項を記入の上、岐阜県自動車税事務所へ封書で送付して下さい。ただし、この届出ができるのは、住民票の変更が完了している方のみです。詳しくは「自動車税住所変更届(軽自動車除く)」をご覧ください。(6月以降に納税通知書が届いた方には、「自動車税住所変更届(軽自動車除く)」は同封されていません。)

平成30年度自動車税納税通知書に関するお問い合わせ先

受付時間:午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始除く)

「岐阜」ナンバーの自動車についてお問い合わせの方

岐阜県自動車税事務所 058-279-3781 (代表)

※5月8日(火)から5月31日(木)まで、受付時間を午後6時まで延長します。(土日除く)

「飛騨」ナンバーの自動車についてお問い合わせの方

飛騨県税事務所自動車税出張所 0577-36-1400

(注) 曜日や時間帯によっては、問合せの集中により回線が混み合います。
ご迷惑をお掛けしますが、予めご了承下さい。

住所変更等により納税通知書が届いていない場合や納税の相談については、最寄りの県税事務所でも受付していますのでお問い合わせ下さい。

管轄区域	担当事務所
岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、岐阜県外	岐阜県税事務所 058-214-6791/058-214-6792 058-214-6793/058-214-6926 058-214-6924
大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町	西濃県税事務所 0584-73-1111 (代表)
関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	中濃県税事務所 0575-33-4011 (代表)
多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市	東濃県税事務所 0572-23-1111 (代表)
高山市、飛騨市、下呂市、白川村	飛騨県税事務所 0577-33-1111 (代表)

納税に関することは、岐阜県ホームページにも掲載しています。あわせてご覧下さい。

URL : <http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/zeikin/kenzei/11110/qa.html>

岐阜県 自動車税 QA

検索